

表紙を含めて全11ページのため一部のみ紹介させていただきます。

専任監視業務に係る教育



監視とは

警戒して見張ること。また、その人

監視の種類

専任監視

交互監視

1. 専任監視者の定義と責務

「**専任監視者**」とは、班長の指示・命令を受け、**作業員の行動監視**を行い**作業の安全を確保**する者を行い、作業員および資機材等が活線に近づかないよう**監視し**、**作業の安全確保**に当たる。

監視は、**最適な位置**で作業員に対し、**拡声器・無線機・笛**等適切な方法で**危険防止**のための**注意**をあたえ、**作業状況・安全施設・周囲状況**等を把握し、**作業員の危険な行動・第三者の危険箇所への接近・その他危険な状況の排除**に努める。

なお、専任監視による作業では、**監視に専念**し作業に直接係らない。また、**監視箇所を離れてはならない**。

作業中に危険のおそれが生じた場合は、直ちにそれを**排除**する**措置**を講じ、安全管理責任者と協議し危険を繰り返さないよう対策を行う。

専任監視者は「**専任監視者の役割と責務**」を明記したカードを作業前に班長より受領し、**日々安全意識の高揚**を図る。なお、作業終了後は専任監視者から班長へ手渡しにより返却する。

2. 専任監視者の配置が必要な作業（東北電力NW株）

架空送電線路 工事施工標準仕様書【総括編】（第11回改正）

(1) 活線作業（活線点検等）

(2) 活線近接作業

(3) 専任監視者を配置する作業

- a. 充電部近接作業および発・変電所構内作業
- b. 同一支持物で活線回線がある停止作業
- c. その他、特に専任監視者を必要とする作業

(4) 危険木の伐採作業（危険木作業等必要の都度、配置する）

伐採工事施工標準仕様書（第6回改正） P5、P12、P19

3. 活線作業の種別

活線作業とは**活線工具**を使用して**充電部に触れて行う**、または、触れるおそれのある作業を行い、活線で実施する作業を標準とする。

ただし、作業環境・作業工程等から活線作業での実施が適切でない判断される場合は、停止作業で実施する。

なお、**活線作業は特別教育**（労働安全衛生規則第36条4項）の**受講修了者が作業に従事**する。

表-1 活線で実施する作業種別

	作業の種別	対象線路	作業内容
点検	西線点検（ミラー点検）	全線路	がいし連装置、電線等の点検
作業	不良がいし検出	全線路	懸垂・スモックがいしの不良がいし検出

専任監視者が「**専任監視者の役割と責任カード**」を身に付けて現場で活用しています。

